に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第千二百三十号及び平成七年建設省告示第六百六十九号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から五六度五三分九秒　一三四六・〇〇一メートルの地点　一号

標柱一号から三八度七分五四秒　一五二・二〇〇メートルの地点　二号

標柱二号から三度六分二九秒　九一・二七〇メートルの地点　三号

標柱三号から四二度四三分六秒　一二八・六三八メートルの地点　四号

標柱四号から一五三度五〇分二五秒　八二・一一八メートルの地点　五号

標柱五号から六〇度三七分五八秒　四六・一四三メートルの地点　六号

標柱六号から二四度四七分一一秒　一一三・一六四メートルの地点　七号

標柱七号から一三二度四三分六秒　三二八・五六五メートルの地点　八号

標柱八号から二二二度四三分六秒　一八六・七〇〇メートルの地点　九号

標柱九号から四二度四三分六秒　一一八・一〇〇メートルの地点　十号

標柱十号から二二二度四三分六秒　一三六・七八五メートルの地点　十一号

標柱十一号から二六〇度一四分二一秒　一八九・〇三七メートルの地点　十二号

○環境省告示第六十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年四月七日　　環境大臣　石原　伸晃

表2，3―ジクロロ―N―4―フルオロフェニルマレイミド（別名フルオルイミド）の項の次に次のように加える。

オクタン酸　4―シアノ―2，6―ジヨード―フェニル（別名アイオキシニル　オクタノエート又はアイオキシニル）	1.1μg／l
メチル＝スルファニルイルカルバマートナトリウム塩（別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム）	9,000μg／l
ピス（キノリン―8―オラト）銅（別名オキシン銅又は有機銅）	1.8μg／l
S，S―ジ―sec―ブチル＝O―エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）	0.25μg／l
［メチル（オキソ）{1―［6―（トリフルオロメチル）―3―ピリジル］エチル}―λ⁶―スルファニリデン］シアナミド（別名スルホキサフロル）	39,000μg／l
O―エチル＝O―（6―ニトロ―m―トリル）＝sec―ブチルホスホロアミドチオアート（別名ブタミホス）	62μg／l
（2RS，4RS；2RS，4SR）―1―［2―（2，4―ジクロロフェニル）―4―プロピル―1，3―ジオキソラン―2―イルメチル］―1H―1，2，4―トリアゾール（別名プロピコナゾール）	560μg／l

○環境省告示第六十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年四月七日　　環境大臣　石原　伸晃

表（RS）―2―メチル―1―ピリミジン―5―イル―1―（4―トリフルオロメトキシフェニル）プロパン―1―オール（別名フルプリミドール）の項の次に次のように加える。

（E2）―1，3―ジクロロプロペン（別名1，3―ジクロロプロペン又はD―D）	0.05mg／l
4―シクロプロピル―6―メチル―N―フェニルピリミジン―2―アミン（別名シプロジニル）	0.071mg／l

○防衛省告示第六十四号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十六年四月七日　　防衛大臣　小野寺五典

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十五年防衛省告示第百二十六号）	平成二十六年二月二十日から同年四月十五日まで	平成二十六年四月十六日から同年七月十七日まで

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月七日　　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市古川穂波三丁目一七六番一から同市古川穂波二丁目三三番一まで	前	二一・九九～七三・四〇（メートル）	〇〇・五四二（キロメートル）
	後	二二・七七～七三・四〇	〇〇・五四二

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月七日　　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形市元木一丁目六三五番一から同市旭が丘二三番一〇まで	前	九・八一～一二三・五八（メートル）	〇〇・三二〇（キロメートル）
	後	一六・八九～一二三・五八	〇〇・三二〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所